

高 崎 市

# 第5次男女共同参画計画

2023年度～2027年度

(素案)

高 崎 市



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画策定の背景 .....	2
(1) 国の動き .....	2
(2) 群馬県の動き .....	3
(3) 高崎市の現状（アンケート結果概要） .....	4
5 本計画で強調した視点 .....	6
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	8
1 計画の構成 .....	8
2 計画の基本目標 .....	9
3 計画の体系 .....	10
<b>第3章 施策の展開</b> .....	11
基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり .....	11
基本方針1 男女平等・男女共同参画の意識づくり .....	11
基本方針2 男女平等教育の推進 .....	12
基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり .....	13
基本方針3 あらゆる分野における女性の参画拡大 .....	13
基本方針4 仕事と生活の両立支援 .....	14
基本方針5 「働き方改革」・「柔軟な働き方」の推進 .....	15
基本方針6 地域活動等における男女共同参画と支援 .....	17
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり .....	18
基本方針7 あらゆる暴力の根絶 .....	18
基本方針8 自立支援の取り組み .....	19
基本方針9 防災分野における取り組みの推進 .....	20
<b>第4章 推進体制</b> .....	21
推進体制の整備・強化 .....	21
指標項目と目標値 .....	22
資 料 集 .....	25



## 1 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、男女共同参画の取り組みがスタートしました。

本市においては、平成13（2001）年に「高崎市男女参画計画（第1次計画）」を策定しました。その後2回の改定を経て、平成30（2018）年「高崎市第4次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んできました。

男女共同参画推進においては、依然として残る固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、あらゆる分野における女性の参画推進など多くの課題があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受けました。

このようななか、第4次計画の計画期間が令和4（2022）年度で終了することから、高崎市男女共同参画審議会の答申、また、令和3（2021）年度に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所調査」の結果や第4次計画の評価を踏まえ、「高崎市第5次男女共同参画計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- 「高崎市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 高崎市第6次総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づき、市町村基本計画を含む計画です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づき、市町村推進計画を含む計画です。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画策定の背景

#### （1）国の動き

昭和50（1975）年、国は総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、同年開催の「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、昭和52（1977）年に「国内行動計画」を策定し、昭和60（1985）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を契機に、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになりました。

平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における取り組むべき重要課題と位置づけています。この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。改定を重ね、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、事業主に女性の採用や登用などのための行動計画の策定を義務付けました。同法は令和元年（2019年）に改正され、民間事業所の対象が拡大されました。国・自治体・企業が一丸となって女性の活躍を推進してきました。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成14（2002）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」を施行しました。特にDV防止法は改正を重ね、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令の対象範囲の拡充、地方公共団体における基本計画の策定など、被害者の保護と自立支援に向けた取組の充実を図っています。

平成30（2018）年5月には、国や地方の議員選挙において政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和2（2020）年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」が策定され、同年6月には、「性犯罪・

性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる施策に対し、男女共同参画の視点の反映や困難に直面する女性への支援に向けた取組の充実を図っています。

## **(2) 群馬県の動き**

群馬県では、国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和55（1980）年に女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画である「新ぐんま婦人計画」を、平成5（1993）年には「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制の整備を行い様々な施策を展開してきました。

平成13（2001）年には「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成16（2004）年には「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しています。その後、この条例の趣旨や理念を踏まえ、平成18（2006）年に「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定、令和3（2021）年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第5次）」を策定し、社会情勢の変化に対応した着実な取組を推進してきました。

また、平成21（2009）年には、男女共同参画社会づくりの拠点となる「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むことになりました。

さらに、平成27（2015）年には、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、「群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰」および「ぐんま輝く女性表彰」制度を設け、男女共同参画推進及び女性活躍の推進を図っています。

### (3) 高崎市の現状

令和3(2021)年7月に実施した男女共同参画に関する「市民アンケート」・「事業所調査」の主な結果概要は以下のとおりです。(調査結果は資料集参照)

※前回調査：平成28(2016)年度実施

#### ■市民アンケート

##### ○男女平等について

学校における平等意識は5割と高いものの、家庭生活や職場、社会全体では「男性のほうが優遇されている」と認識している傾向が引き続き見られます。

##### ○結婚・家庭生活について

「夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである」という「固定的な役割分担意識」については、男女とも「反対」と答えた割合が前回調査より増加し、6割を超えています。

##### ○家庭における役割分担について

家事労働については、依然「女性」への負担が大きい状況となっています。主たる収入は、「男性」が7割を超えています。

「子育て」は前回調査から「男女同じくらい」は2割と変化が見られませんでした。

##### ○女性の就労について

前回調査と比較すると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」は、男女とも増加しています。

##### ○職場や働き方について

男女とも「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」が高くなっています。

##### ○男性の育児休業について

前回調査と比較すると、「男性も積極的に取得するほうがよい」は、男女とも増加しています。

##### ○ドメスティック・バイオレンス(DV)について

4種類の暴力(身体的暴力、精神的・社会的暴力、性的暴力、経済的暴力)のうち、1種類でも被害経験があるのは、女性で3割以上、男性は1割以上となっており、前回調査より男女とも増加しています。

##### ○新型コロナウイルス感染拡大の影響について

男女ともに「特に変わらない」と答えた人が5割以上でした。

また、「仕事がなくなったり、少なくなって収入が減った」とマイナス面の回答がある一方で「家族といる時間が増えて会話が増えた」というプラス面での回答もほぼ同程度ありました。



## ■事業所調査

### ○男女共同参画への取組について

「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施している」「男女共に仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」が高くなっており、前回調査と比較して、職場における男女平等に向けた全ての取組が増加しています。

### ○ポジティブ・アクションについて

女性の職域拡大や管理職登用の取組は、「特になし」と答えた事業所が4割を超えており、女性の活躍が進まない状況にあります。

### ○ハラスメントについて

事業所の6割以上でハラスメント防止のための規定があると回答し、前回調査より増加しています。ハラスメント防止の取組については、「相談や苦情に対する窓口・担当者を定めている」との回答が5割を超え、何らかの取組を行っている事業所が増加しています。

### ○育児・介護休業制度について

育児休業制度については8割を超える事業所が「規定がある」と回答しています。介護休業制度については、「規定がある」事業所は約6割となっており、未だ規定されていない事業所が3割以上ある状況になっています。

### ○新型コロナウイルス感染症対策の影響での働き方改革について

新型コロナウイルス感染症対策として働き方改革への「取組が進んだ」事業所は、4割。「以前から取り組んでいた」事業所と合わせると、取組を行っている事業所は、6割となっています。

「取組が進んだ」「取り組んでいた」と回答した事業所の取組は、「有給休暇の取得励行」が6割、次いで「在宅勤務、テレワーク」「時間外勤務の軽減」が4割となっています。

## 5 本計画で強調した視点

「市民アンケート」「事業所調査」の結果を通して見えてきた高崎市の現状を踏まえて、以下の4つの課題を柱にし、計画を展開します。

### (1) 男女共同参画意識のさらなる浸透

「市民アンケート」では、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方を否定する人の割合は、調査ごとに増加しており、性別による役割分担意識の解消は、一定の効果が見られます。

しかしながら、男女の平等感は、未だ多くの場面で「男性が優遇されている」との認識が多くなっています。また、家事において女性の負担が大きいことや男性が一家の生計の担い手として責任を負っている現状に変化は見られません。

固定的な性別役割分担意識や「普通はそうだ」「こうあるべきだ」「どうせ無理だ」などの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、依然として根強く残っています。

誰でもが自分の個性や能力を發揮できる社会にするためには、社会的・文化的に形成された性別による慣習や慣行、無意識の思い込みの解消や制度の見直しが行われるよう継続的に男女共同参画意識の醸成への取組が重要です。

### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「市民アンケート」で、「家庭生活」「仕事」「地域活動」の優先度の希望（理想）と現実（現状）について質問しています。希望（理想）では、国や県は「仕事と家庭生活」と複数回答をしている人の割合が高くなっているのに対し、本市では「家庭生活」の割合が圧倒的に高いのが特徴的です。これは性別や年代別で見ても同様の傾向にあります。一方、現実（現状）では、男女ともに「仕事」を優先せざるを得ない現状があり、特に子育て世代の30、40歳代男性は、理想と現実の乖離が顕著に見られます。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進、安心して子育てや介護ができる環境整備など、官民一丸となって取り組んでいくことが重要です。

男性への育児休業の取得や家庭生活への参画の促進などの働きかけを行い、仕事や家庭生活、地域活動等を男女が協力して両立していく意識の醸成も重要と言えます。

また、意識の変容が実践的な行動へとつながるよう官民ともに一層の働きかけが必要です。

### **(3) 職業生活における女性の活躍推進**

「市民アンケート」では、男女ともに「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」と答える人の割合は、調査ごとに増加しており、実際に共働き家庭が増加しています。一方「事業所調査」では、男女の労働者間格差を解消するためのポジティブ・アクションの取組について、前回の平成28（2016）年度調査から変わらず1割にとどまっています。

市民意識の変化に加え、少子高齢化により労働力人口が減少するなか、女性の職業生活における活躍の推進がますます求められています。

事業所においては、男女間格差が生じていないか、その格差が慣行や性別役割分担意識に根ざしていないかなど、一層意識啓発することが重要です。

女性がその能力を十分に発揮し、ライフステージに合わせた柔軟で多様な働き方ができるよう市民や事業所へ情報提供や講座を実施するなど、仕事と生活が両立できる環境の整備を推進していく必要があります。

### **(4) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化**

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、その発生と被害防止のための啓発事業を展開する必要があります。

「市民アンケート」で、DVについては、一つでも被害を受けた人は前回の平成28（2016）年度アンケートと比較しても増加しています。さらに被害経験があると回答した人の相談先を見ると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が5割以上、次いで家族や親戚、知人や友人など自分に身近な存在に相談しているのが現状で、公的機関への相談はわずかとなっています。

DV被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、関係機関・団体と連携しながら、発見や保護、自立まで切れ目のない支援を行うことが重要です。

また、DVが子どもに及ぼす影響が深刻であるため、被害者がより早く公的機関への相談し、支援につながるよう多様な形態による周知が課題となります。

## 1 計画の構成

本計画の取り組むべき事業については、基本構成については概ね第4次計画を継承し、「基本目標」、「基本方針」、「基本課題」により構成されます。

### ■基本目標Ⅰ～Ⅲ

高崎市における男女共同参画社会を形成するために必要な目標で、3つの分野を設けています。

### ■基本方針1～9

基本目標を達成するために必要な方針で、9の項目を設けています。

### ■基本課題(1)～(17)

基本目標と基本方針ごとに、具体的に取り組むべき17の項目を設けています。

## 2 計画の基本目標

これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぐとともに、さらなる男女共同参画社会の形成を推進するため、次の3つの基本目標において施策を展開します。

### ■基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重される社会を実現するため、性の多様性を認識し理解を深めるための啓発を行います。

### ■基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

社会における多様な問題に対処するためには、男女双方の意見が反映されることが重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を推進します。

また、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを図り、子育て・介護の時間や地域、自己研鑽のための時間を確保できるよう、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方が選択できる社会づくりの推進に努めます。

### ■基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、暴力の根絶を目指した啓発を行います。DV被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが関係機関・団体と連携し、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

また、災害時には女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいなどの指摘があるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進を図ります。

### 3 計画の体系

基本目標	基本方針	基本課題（実施施策）
Ⅰ 男女平等の 意識づくり	1 男女平等・男女共同参画の意識づくり ※1	(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開
		(2) 事業所における男女平等・男女共同参画の取組の促進
		(3) 性の多様性に関する理解の促進
	2 男女平等教育の推進	(4) 学校教育等における男女平等教育の推進
Ⅱ 男女共同参画による社会づくり	3 あらゆる分野における女性の参画拡大 ※1	(5) 附属機関等への女性の参画の推進
		(6) 事業所における女性の人材育成と登用の促進
		(7) 自営や起業における女性の活躍の促進
	4 仕事と生活の両立支援 ※1	(8) ワーク・ライフ・バランスの推進
		(9) 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進
	5 「働き方改革」・「柔軟な働き方」の推進 ※1	(10) 多様な働き方の促進と就労支援
		(11) 子育て支援・介護サービスの充実
	6 地域活動等における男女共同参画と支援	(12) 地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の推進
(13) 市民活動への支援とネットワークの促進		
Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	7 あらゆる暴力の根絶 ※2	(14) 女性に対する暴力の根絶のための啓発
		(15) 配偶者等からの暴力被害者支援の充実
	8 自立支援の取組	(16) 困難を抱えた人々が自立するための相談・支援体制の充実
	9 防災分野における取組の推進	(17) 防災における男女共同参画の推進

※1 女性活躍推進法に基づく推進計画

※2 DV防止法に基づく基本計画

## 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

## ◆基本方針1 男女平等・男女共同参画の意識づくり

固定的な性別役割分担意識や慣習、無意識の思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画について、様々な機会を通してわかりやすく広報や啓発活動を行います。

また、すべての人が性別にとらわれず個人として尊重され、多様性を認め合う社会を実現するため、性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。

事業所に対しては、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを進めるため、雇用の均等や待遇の確保、あらゆるハラスメントの防止などを働きかけます。

## ◇基本課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくりのための啓発の展開

施策	内容	担当課
1 意識啓発のためのセミナーなどの展開	男女平等・男女共同参画への関心と理解を高めるため、様々なテーマのもと、セミナーなどの啓発活動を展開します。	人権男女共同参画課
2 広報紙などによる情報の提供	広報紙やホームページの活用により、意識啓発のための情報提供を実施します。	人権男女共同参画課
3 市の刊行物における表現の配慮	市が発行する刊行物等の言葉やイラストなどの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	人権男女共同参画課

## ◇基本課題(2) 事業所における男女平等・男女共同参画の取組の促進

施策	内容	担当課
4 事業所に対する雇用の均等や待遇の確保、ハラスメント防止等の促進	雇用の均等や待遇の確保、あらゆるハラスメントの防止など、男女が働きやすい職場環境のための働きかけを行います。	人権男女共同参画課

5 市職員に対する意識啓発のための研修の実施	市職員向けに男女共同参画の意識啓発やハラスメントの防止研修を行います。	職員課 人権男女共同参画課
------------------------	-------------------------------------	------------------

### ◇基本課題（3） 性への多様性に関する理解の促進

施 策	内 容	担 当 課
6 性の多様性に関する理解の促進	性的指向・性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、多様な性のあり方についての理解を深めるための啓発を行います。	人権男女共同参画課

## ◆基本方針2 男女平等教育の推進

教育・保育の関係者に対し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、男女平等や男女共同参画の理解を深めるための啓発や情報提供を行い、次代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮し健やかに育っていくための男女平等教育を継続的に行います。

### ◇基本課題（4） 学校教育等における男女平等教育の推進

施 策	内 容	担 当 課
7 幼稚園・小学校・中学校の教職員への意識啓発	幼稚園・小学校・中学校の教職員に対して、男女平等・男女共同参画意識の啓発を行います。	学校教育課 教育センター 人権男女共同参画課
8 保育関係者への意識啓発	保育士等に対して、男女平等・男女共同参画意識の啓発を行います。	保育課 人権男女共同参画課
9 男女混合名簿の継続	幼稚園・小学校・中学校全校への男女混合名簿を継続し、活用します。	学校教育課
10 児童生徒に対する啓発	男女平等・男女共同参画の意識づくりのため、児童生徒の年齢に応じた意識啓発を行います。	人権男女共同参画課



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり

### ◆基本方針3 あらゆる分野における女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画は、多様な意見を反映させるために重要なことから、引き続き、審議会等の附属機関をはじめ社会の責任ある立場への女性の参画を推進します。

また、事業所に対しては、これまでの慣行や性別による役割分担意識を解消し、女性の職域拡大や人材育成、管理職の登用などを働きかけます。

女性が主体的に参画への意識と能力を高め、広く社会において活躍できるよう、人材育成等の支援に努めます。

#### ◇基本課題（5） 附属機関等への女性の参画の推進

施策	内容	担当課
11 審議会等附属機関への女性委員の登用の推進	市の審議会等の附属機関に占める女性委員の割合が増えるよう、引き続き推進します。	人権男女共同参画課
12 農業委員に占める女性委員の増加の推進	女性農業者の意見を審議に生かすため、女性委員の就任を推進します。	農業委員会事務局

#### ◇基本課題（6） 事業所における女性の人材育成と登用の促進

施策	内容	担当課
13 事業所における女性の人材育成と登用の促進	広報紙などにより、女性の人材育成と積極的な管理職への登用について、働きかけます。	人権男女共同参画課
14 市役所における男女の偏らない職員採用と職域の拡大	男女の比率が偏らない職員採用と、職域の拡大を進めます。	職員課
15 市役所における女性の管理職登用の推進	多様な視点や能力を市政に活かすため、管理職への女性の積極的な登用を推進します。	職員課

### ◇基本課題（7） 自営や起業における女性の活躍の促進

施 策	内 容	担 当 課
16 創業支援セミナーの実施及び起業に関する情報の提供	創業支援セミナーの実施や起業に関する情報提供により、起業を考えている女性への支援を行います。	産業政策課 人権男女共同参画課
17 創業者のための融資制度の周知	市などの融資制度について、起業を考えている女性への周知を図ります。	商工振興課
18 農業経営における家族経営協定締結の促進	女性が農業経営において意欲と能力を存分に発揮できる環境づくりのため、協定締結を促進します。	農業委員会事務局

### ◆基本方針4 仕事と生活の両立支援

性別にかかわらず誰もがやりがいや充実感を感じて働くことができ、ライフステージに応じて多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて推進します。

家庭生活では、いまだに女性の負担が大きいことが現状にあります。仕事と生活の両立は社会全体の問題と捉え、男性の働き方を見直し、家事や育児・介護などに積極的に関わるができるよう、市民や事業所に広く啓発を行うとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供に努めます。

### ◇基本課題（8） ワーク・ライフ・バランスの推進

施 策	内 容	担 当 課
19 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性への育児や介護休業制度の周知を図り、情報提供を実施するとともに、男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした啓発活動を行い、男性の理解の促進や意識改革を図ります。	人権男女共同参画課
20 男性の生活力・自活力を高めるための講座の開催	男性も家事や育児・介護などに主体的にかかわるための講座を開催します。	人権男女共同参画課 中央公民館 健康課

21 女性のワーク・ライフ・バランスを推進する講座の開催	女性のワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と家庭生活の両立や自己研鑽を図る講座を開催します。	人権男女共同参画課
22 マタニティクラスの開催	妊娠中に具体的な子育ての方法を学び、父親が主体的に子育てに参加するための講座を開催します。	健康課
23 育児・介護休業制度の周知と情報の提供	広報紙などにより、育児や介護休業制度の周知を図り、ワーク・ライフ・バランスを目指し、情報提供を実施します。	人権男女共同参画課 産業政策課

#### ◇基本課題（9） 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

施策	内容	担当課
24 育児・介護休業制度の導入と、取得しやすい環境づくりの促進	事業所に対して、制度の導入を促進し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを働きかけます。	人権男女共同参画課 産業政策課
25 長時間労働の是正と男性の育児休業取得の推進	事業所に対して、長時間労働の是正とともに、男性の育児・介護休暇及び休業を取りやすい環境づくりと制度の周知を推進します。	人権男女共同参画課 産業政策課
26 市役所職員の育児・介護に関する休暇及び休業取得の推進	市男性職員の育児・介護休暇及び休業を取りやすい環境づくりと制度の周知を推進します。	職員課

#### ◆基本方針5 「働き方改革」・「柔軟な働き方」の推進

生き方や価値観が多様化するなか、ライフステージにあわせた柔軟で多様な働き方を選択し、個々の能力が十分に発揮できるよう支援を行います。

就業を継続しながら安心して子育てができる、あるいは家族の介護を続けられるよう、多様な就労形態に応じた子育て・介護サービスの充実を図ります。

◇基本課題（10） 多様な働き方の促進と就労支援

施 策	内 容	担 当 課
27 多様な働き方に関する啓発	ライフステージにあわせた多様な働き方を選択することができる社会づくりのための啓発を行います。	人権男女共同参画課
28 市民就業相談の実施	働く人（働きたい人）への支援のため、市民就業相談を実施します。	産業政策課
29 就職支援セミナーの実施	就職（再就職）のためのセミナーなどを開催し、必要な知識の習得などの支援を実施します。	人権男女共同参画課 産業政策課

◇基本課題（11） 子育て支援・介護サービスの充実

施 策	内 容	担 当 課
30 多様な保育サービスの提供	延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、子育てSOSサービス事業などの実施により働きやすい環境づくりを行います。	保育課
31 ファミリー・サポート・センター事業の推進	病児・病後児預かりも含め、地域における子育ての相互援助活動を行うことを支援します。	保育課
32 子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実	子育てに関する情報提供や、「子育てなんでもセンター」をはじめとした相談や支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
33 ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施	保護者の病気や仕事などで一時的に養育できない場合に、子どもを預かり、子育てを支援します。	こども救援センター
34 放課後児童クラブと児童館の充実	児童の健全育成のため、放課後児童クラブと児童館の充実を図ります。	こども家庭課

35 介護サービスの充実	介護を担っていても働き続けられるよう、「介護SOSサービス」などの介護サービスの充実を図ります。	長寿社会課 介護保険課
36 高齢者サービスに関する情報提供や相談体制の充実	「高齢者あんしんセンター」などと連携し、介護保険など高齢者に関するサービスの情報提供や、相談体制の充実を図ります。	長寿社会課 介護保険課

## ◆基本方針6 地域活動等における男女共同参画と支援

地域活動においては、従来の慣行や地域における慣習にとらわれることなく、男女が対等な構成員として活動し、地域力を高めていけるよう働きかけていきます。

また、男女共同参画を推進する団体の活動を支援するとともに、団体相互のネットワークづくりを促進します。

### ◇基本課題（12） 地域活動・市民活動の運営等における男女共同参画の促進

施策	内容	担当課
37 地域活動等における男女共同参画の促進	地域活動や市民活動の役員構成や運営面において、女性の積極的な参画を促進します。	人権男女共同参画課
38 PTA運営における男女共同参画の促進	PTA運営に男女双方が積極的に参加し、重要な役割に女性が参画できるよう働きかけます。	社会教育課
39 学校評議員等の男女共同参画の促進	学校評議員、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）委員への女性の参画を促進します。	学校教育課 社会教育課

### ◇基本課題（13） 市民活動への支援とネットワークづくりの促進

施策	内容	担当課
40 市民活動への支援とネットワークづくりの促進	関係する市民団体の活動を支援するとともに、団体相互のネットワークづくりを促進します。	人権男女共同参画課

## 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

### ◆基本方針7 あらゆる暴力の根絶

DV、性暴力、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

暴力による相手の支配は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。被害者の多くが女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向けて、市民への意識啓発や公的機関への相談につながるよう多様な広報活動の強化を図ります。

DV被害に関しては、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、関係機関・団体と連携しながら、発見から保護、自立まで切れ目のない支援を行います。

また、DVと児童虐待は相互に重複して発生する場合が少なくないことから、児童虐待対応部門で連携し、適切な安全確保と自立に向けた支援を行います。

#### ◇基本課題（14） 女性に対する暴力の根絶のための啓発

施策	内容	担当課
41 人権侵害の正しい理解や被害防止のためのセミナーなどの実施	人権侵害の正しい理解を促し、被害防止のためのセミナーなどの啓発事業を実施し、女性に対する暴力の根絶を目指します。	人権男女共同参画課
42 女性に対する暴力の防止のための啓発活動の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」等にあわせて、広報紙やリーフレットなどの活用により、暴力防止に向けた啓発活動を行います。	人権男女共同参画課
43 若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発	若年層に対してデートDV予防啓発に関する情報提供や働きかけを行います。	人権男女共同参画課
44 セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施	セクシュアル・ハラスメントに関する相談に適切に対応するとともに、被害防止について周知します。	人権男女共同参画課

### ◇基本課題（15） 配偶者等からの暴力被害者支援の充実

施 策	内 容	担 当 課
45 相談窓口の周知と被害者の早期発見	相談窓口カードや広報紙等を通じて、被害者が公的機関への相談につながるよう相談窓口を周知し、被害者の早期発見・相談、支援を行います。	人権男女共同参画課
46 相談体制の充実と相談員の資質の向上	適切な対応を図るための相談体制の充実を図ります。また、複雑多岐にわたるDV相談に対応するため、専門研修を通じて相談員のスキルアップに努めます。	人権男女共同参画課
47 被害者の安全確保と自立のための支援の実施	DV被害者の安全を確保し、適時一時保護につなげます。また、被害者の状況に応じた自立支援のための必要な情報提供を行います。	人権男女共同参画課
48 関係機関・団体との連携強化	虐待や貧困など複合的な問題を抱える被害者に対応するため、配偶者暴力相談支援センターが関係機関や民間団体と連携し、切れ目のない支援を行います。	人権男女共同参画課

### ◆基本方針8 自立支援の取組

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、貧困や社会的孤立など生活上の困難に陥りやすい人が増えています。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、多面的に支援を行う必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談・支援体制を充実します。

**◇基本課題（16） 困難を抱えた人々が自立するための相談・支援体制の充実**

施 策	内 容	担 当 課
49 男女共同参画相談の実施	男女の日常生活で生じる問題や離婚などに関わる相談を実施します。	人権男女共同参画課
50 家庭児童相談事業の実施	家庭や子育てに関する悩みについて相談に応じ、必要な支援を行います。	こども救援センター
51 ひとり親家庭への支援の実施	母子家庭または父子家庭が抱える相談に応じ、必要な支援を行います。	こども家庭課
52 生活困窮者自立相談支援事業の実施	生活に困っている人に対し、就労や家庭、心身のことなど生活上抱えている問題を整理し、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

**◆基本方針9 防災分野における取組の推進**

東日本大震災の避難所運営において、男女のニーズの違いへの配慮が不足していたこと等を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組むとともに、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ります。

災害時には、平常時における課題がより一層顕著に現れるため、平常時からの男女共同参画社会づくりが、防災・復興を進める基盤となります。自主防災活動において女性の参画を促進することで、地域防災力の向上を図ります。

**◇基本課題（17） 防災における男女共同参画の推進**

施 策	内 容	担 当 課
53 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	災害時に生じる諸問題の解決に向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。	防災安全課
54 地域防災活動における女性の参画の促進	地域防災力の向上を図るため、自主防災活動への女性の参画を働きかけます。	防災安全課



## 推進体制の整備・強化

### 計画の推進・管理

#### 第5次計画の推進と進行の管理

第5次計画を着実に推進し効果を上げていくため、庁内組織である高崎市男女共同参画社会推進会議及び高崎市男女共同参画審議会において、毎年、計画搭載施策の進捗状況を把握するとともに結果を評価し、必要な見直しを行うなどの進行管理を行います。

また、基本目標ごとの指標項目と計画終了時の目標値を設定し、推移を確認しながら目標達成に努めます。

### 男女共同参画センターの運営

#### 啓発活動等の展開及び市民団体等との連携・協働によるセンター機能の充実

男女共同参画センターは、男女共同参画の拠点施設として、NPO法人等の市民団体等や他の行政機関と連携・協働による啓発活動や情報発信を展開するなど、男女共同参画社会の形成を目指し充実した運営を図ります。

- 1 NPO法人や他の行政機関等との連携・協働により啓発活動を展開し、拠点施設としての機能の充実を図ります。
- 2 センターでの啓発事業等の実施結果や、参加者アンケート等の分析により、事業の改善を図ります。

## 指標項目と目標値

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり				
指標項目	第4次計画（前回）		第5次計画	
	基準値 （年度）	目標値 （年度）	基準値 （年度）	目標値 （年度）
1 「男女共同参画社会」の認知度	28.8% (2016)	50% (2021)	31.6% (2021)	50% (2026)
2 家庭生活中、男女の地位が平等となっていると思う人の割合	33.8% (2016)	40% (2021)	28.9% (2021)	40% (2026)
3 職場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	18.9% (2016)	30% (2021)	24.3% (2021)	40% (2026)
4 「夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担の考えに反対（注）の人の割合（注）「どちらかといえば反対」を含む	58.0% (2016)	70% (2021)	66.6% (2021)	75% (2026)

基本目標Ⅱ 男女共同参画による社会づくり				
指標項目	第4次計画（前回）		第5次計画	
	基準値 （年度）	目標値 （年度）	基準値 （年度）	目標値 （年度）
5 夫婦が同じくらい子育てを担っている家庭の割合	27.1% (2016)	40% (2021)	26.9% (2021)	40% (2026)
6 「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」と思う人の割合	34.4% (2016)	25% (2021)	30.9% (2021)	20% (2026)
7 審議会等附属機関の女性委員登用割合	28.9% (2016)	30% (2022)	30.2% (2021)	40% (2027)
8 農業委員に占める女性の割合	20.0% (2017)	24% (2022)	16.7% (2022)	24% (2026)

9 市役所における管理職に占める女性職員の割合（課長職以上）	10.7% (2017)	12% (2021)	10.6% (2022)	17% (2026)
10 市役所における管理職に占める女性職員の割合（係長職以上）	18.8% (2017)	30% (2021)	21.0% (2022)	30% (2026)
11 市役所の男性職員の育児休業の取得率	1.4% (2017)	13% (2020)	18.2% (2021)	30% (2025)

### 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

指 標 項 目	第4次計画（前回）		第5次計画	
	基準値 (年度)	目標値 (年度)	基準値 (年度)	目標値 (年度)
12 恋人やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力の被害経験割合（全体値）	21.4% (2016)	13% (2021)	25.3% (2021)	13% (2026)
13 恋人やパートナーなど親密な関係にある人への暴力の加害経験割合（全体値）	12.6% (2016)	7% (2021)	11.3% (2021)	7% (2026)
14 「高崎市 DV 電話相談」の認知度	11.4% (2016)	30% (2021)	24.2% (2021)	40% (2026)
15 恋人やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力の被害経験のうちどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合（全体値）	—	—	59.1% (2021)	30% (2026)

#### 【基準値と目標値の見方】

\*1～6、12～15は、第4次計画の基準値として、2016年に実施した男女共同参画に関する市民アンケートの実績値です。第5次計画の基準値は、2021年に実施した男女共同参画に関する市民アンケートの実績値です。第5次計画の目標値は、2026年に実施予定の市民アンケートにおいて目標とする数値です。

\*7の基準値は、計画策定年度（第4次2017年、第5次2022年）の前年の実績値です。目標値は、計画最終年度において目標とする数値です。

\*8は、目標値の2026年は、農業委員の3年ごとの改選を行う年です。

\*9～11は、女性活躍推進法に基づく高崎市女性職員活躍推進行動計画による数値目標です。

計画の推進体制概念図

